

JA三大疾病保障付 住宅ローン

JA三大疾病保障付
住宅ローンとは

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により所定の状態^(※1)と診断された場合、対象の住宅ローンが全額返済される、もしものときでも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となる住宅ローンです。

死亡または所定の**後遺障害**状態と診断されたら

対象の住宅ローン残高が

死亡・後遺障害に加えて**3つのリスクを保障!**

三大疾病

が ん

急性心筋梗塞

脳 卒 中

所定の状態^(※1)と診断されたら

全額
返済

0 ^(※2)
円に

^(※1) 詳しくは裏面をご覧ください。なお、「がん」の場合は保障期間の初日から90日間の免責期間があります。

^(※2) 住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

対象住宅ローン商品、各種適用金利に**年+0.1%**の金利を上乗せでご利用いただけます

【JA三大疾病保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点】

- JA三大疾病保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなります。団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点については、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
- ローンのお申し込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、JAおよびJA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申し込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。
- お借換えにもご利用いただけますが、JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。
- ローンのご利用はJA所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。

「JAとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にご相談を

(ご利用に際しては、組合員加入のための出資が必要となります)

JAバンク長崎

詳しくはホームページまたは店頭でご確認ください <http://nagasaki.jabank.org/>

取扱店・担当者

Blank box for branch and staff information.

対象商品	「JA住宅ローン（一般型）」・「JA住宅ローン（100%応援型）」・「JA住宅ローン（借換応援型）」 ※各商品の詳しい内容については、店頭にて説明書をご用意しております。		
ご融資利率	上記対象住宅ローンの金利+年0.1%		
付帯される共済についての概要	正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。
		告知	今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合には、ご加入いただくことができません。健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。 ※共済金額（借入金額）や傷病歴等によっては、医師の診査を受けていただくことがあります。（健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。）
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢に達した場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（JA）に共済金が支払われ、住宅ローンが全額返済されます。 ※約定利息、約定延滞利息および延滞損害金について、ご負担いただく場合があります。	
		1. 死亡されたとき	
		2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき	
		3. 三大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、以下の状態になられたとき	
		悪性新生物（がん）	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
	急性心筋梗塞	保障開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	
脳卒中	保障開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
共済金が支払われない場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、（ ）の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金） ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）【ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。】 ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金） ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき（後遺障害共済金・三大疾病共済金） ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金） ※上記「共済金のお支払」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削除されることがあります。		
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明【要約】」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。			

JAとお取引のない方もお気軽にご相談ください